

地方公共団体の条例（罰則比較）

| 名古屋市個人情報保護条例（施行 H15. 8） | 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（公布 H15. 5） |
|---|---|
| <p>第31条 実施機関の職員【給与又は報酬が支給されない特別職〔地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職をいう。第34条において同じ。〕の職員を除く。以下この条及び第33条において同じ。】若しくは職員であった者又は第12条第3項に規定する当該処理に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報データファイル【その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。】を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第2条（定義） (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。 (7) 個人情報データファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合体。ただし、記録されている個人の数規則で定める数に満たないものを除く。</p> <p>第12条（事務処理の委託に伴う措置） 3 前項に規定する処理の委託を受けたもの及び当該処理に従事している者又は従事していた者は、当該処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> | <p>第53条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第2条（定義） 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。 (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>（安全確保の措置） 第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> |
| <p>第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（公文書又は磁気テープ等に記録されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> | <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第2条（定義） 3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> |
| <p>第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は磁気テープ等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> | <p>第55条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> |
| <p>第34条 実施機関の職員（給与又は報酬が支給されない特別職の職員及び設置の根拠となる規定が法令に置かれている特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）又は職員であった者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> | |

（参考）地公法の守秘義務と類似のもの

姫路市（施行 H3. 4）

| |
|---|
| <p>（罰則） 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。 (1) 第3条第2項の規定に違反して個人的秘密を漏らした者 (2) 第23条第3項の規定に違反して個人的秘密を漏らした者</p> <p>（実施機関等の責務） 第3条 2 市の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（個人情報処理受託者の義務） 第23条 3 受託者又は受託者であった者は、当該業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。</p> |
|---|

長崎県（施行 H15. 4）

| |
|--|
| <p>（罰則） 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1) 第3条第2項の規定に違反して個人情報を他人に知らせ、又は使用した者 (2) 第11条第3項の規定に違反して個人情報を他人に知らせ、又は使用した者</p> <p>（実施機関等の責務） 第3条 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（委託に関する措置等） 第11条 3 第1項の規定により委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> |
|--|

地方公務員法

| |
|--|
| <p>（罰則） 第60条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。 二 第34条第1項又は第2項の規定（第9条第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者 （秘密を守る義務） 第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> |
|--|

地方自治法

| |
|--|
| <p>第14条（条例、罰則の委任） 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> |
|--|